

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	阿部 あかね (あべ あかね)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第 1056 号
○授与年月日	2015 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	精神医療改革運動期の看護者の動向
○審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 井上 彰 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 小泉 義之 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 美馬 達哉 (京都大学大学院医学研究科准教授)

<論文の内容の要旨>

論文構成は以下。序章、第 1 章「戦後復興期の精神医療事情」、第 2 章「精神科看護者の教育と資格に関する議論および動向」、第 3 章「生活療法の始まり——戦後復興期の精神科看護」、第 4 章「医師の教育制度をめぐる議論——精神医療改革運動にいたる動向」、第 5 章「精神医療改革運動のはじまり」、第 6 章「精神医療改革運動の行き詰まりと平静」、第 7 章「臨床現場における精神医療改革との摩擦——生活療法批判をめぐる」、第 8 章「看護者の精神医療改革」、終章。

本論文は、戦後から 1980 年代にかけて精神医療体制が再編・構築された時期に、精神医療をめぐる起こったことを捉えた上で、精神医療の中心役割であった精神病院の日常運営に精神科看護者がどのように関わり、自らの職そして精神医療全般をどのように捉えまた行動してきたのかを検証・分析するものである。

1960 年代から 1980 年代、日本の精神医療は戦後の壊滅状態から新しい精神医療体制を再編しながら急激な復興を遂げ今日に至るが、問題も多かった。特に諸外国の脱施設化の流れに反した過剰な精神病院の設置は、その後の隔離収容主義や入院の長期化をもたらした。また、精神病院が持つ閉鎖性が病院内部で様々な不祥事を引き起こし社会問題化した。急激な精神病院の設置、治療方法の変化、高度経済成長や学生運動といった社会情勢の影響も受け、1960 年代末に精神科若手医師らを中心とした精神医療改革運動が起こり精神医療は大きく揺さぶられる。これ以降、戦後精神医療の問題点が次々に指摘され議論された。これによって見直され改善された点も多く、この運動が精神医療にもたらした影響は大き

い。しかし約 30 万床という過剰な精神病床数を抱える精神医療体制は今日まで続いている。

他方、これら激動する精神医療事情の中で精神病院内部はどのように運営されてきたのか。急激な増床とともに増えた入院患者の生活に関わったのは、精神病院職員の中でも最も多勢である精神科看護師だが、この点は見落とされてきた。看護師が精神科看護業務を通して精神病院の日常をどのように運営してきたのかについては明らかにされていない。そこで本論文はまず、戦後の精神医療体制の再編の過程と、そこに精神科看護師が組織化され専門職として身分の確立を目指した過程を併せて記述する。そしてその専門職であろうとした精神科看護師が「生活療法」を精神科看護の拠り所として取り組んだ様を描く。その日常が精神病院急増時代から低人数職員で運営される今日までの精神病院を支えたのである。次にこの時期に精神医療における特筆すべきこととして精神医療改革運動に着目し、新たな方向性を模索した精神医療の動向を記述する。そして、精神医療改革運動の中で生活療法批判が起こるが、それに対する看護師の応答の仕方を記述し、精神医療改革運動が精神病棟の日常と、その日常を担った精神科看護にもたらした影響を考察した。

それは以下のようにまとめられる。精神科看護師は精神医療改革運動を一部受け止め、患者の人権を意識的に尊重するようにはなった。しかし、精神科看護技術としての生活療法は手放さず、方法を変えて今日も継続して用いられている。そしてその組織は、制度改革に関わって能動的に動くことはほぼなかった。そこには、自らの地位を獲得し、その職分を見出し、それをもって自らを維持しようとする力が働いてきたことが想定される。

<論文審査の結果の要旨>

まず、精神科の看護師たちの動きを追った第 2 章「精神科看護師の教育と資格に関する議論および動向」を中心とする部分が高く評価された。申請者は、男性で無資格者が多かった精神科の看護師たちとその組織（現在の「日本精神科看護師協会（日精看）」）が、ほとんどが女性であり資格を有する女性看護師（看護婦）の組織（「日本看護師協会（日看協）」等）が難色を示す——「正規」の教育課程を経た者でないと認められないとする——中で、資格の取得を求め、専門性の獲得を目指したことを、日精協の初期の機関誌等、現在では当の組織にもそろっていない希少な資料を入手し用いて明らかにした。

そしてこのことは、1960 年代末からの社会的騒乱の時期においても、既に地位を獲得しその上で自らを反省し否定する素振りをみせた精神科医たち（第 4 章～第 6 章）とは異なり、処遇の改善、病院の改良・改革の必要を認めながらも、そこでの自らの営みに名前と形を与え、正当化する療法（生活療法）を得ると、それを手放すことはなかったことを明らかにしている（第 3 章・第 7 章）。

そのようにして、精神科の看護師は——医師たちは何ほどのこともできない——病院の日常を維持し、いくらかはその改革を志向しつつ、保安処分問題など厄介な問題についてはほぼ組織的対応を回避し、ときに突出した動きは制止・制約したりするといったことをしてきた。その背景にあった精神医療全般の状況、制度の変遷、医師の世界に起こったこ

とを一方で描きつつ、その同じ時期に看護者たちが動いたあるいは動かなかったその様相が詳述されている。本論文はこうした経緯を描きだすとともに、職域の確保と専門性の確立という力がそこに常に働いてきたことを示すことによって、なぜ看護者たちがそうした道を進むことになったのか、その経緯を説明するものである。

こうした過程はこれまでまったく描かれたことがない。それは何かこれらの展望を示すといったものではないが、それが精神医療とその看護者たちが置かれた状況下ではほぼ必然的と言ってよい現実であったのだと思わせる説得力を有している。本論文がたいへん貴重で重要な学的貢献であることを審査員は一致して認めた。

ただ一つ、この研究で渉猟され収集されたのはまず文献であり、聞き取りを行なえたのも真面目に病棟の解放化など改革を志向した人たちに限られる。資格化が進み業界団体や学会が作られ、自らの使命や利害を主張する以前・以外のところで何があったのか、何がなされてきたかを調査することが、過去を知り今生きている人がいる現在からしばらくはまだ可能かもしれず、それは著者の今後の課題になるだろう。そのことが審査員から示唆された。その研究を引き続き進めていく所存であることを申請者は述べた。

本論文は、また歴史の検証をさらに重ねること自体は、申請者がこの論文を書いたそもそもの問題意識に直接答えるものではない。つまり、病床数削減が進まないこと、強制入院、長期入院患者の存在、地域医療福祉体制整備の遅れという状況下、精神科看護が今後どこに向かえるのかという問いに対してすぐに何かを示すことにはならないかもしれない。申請者自身「変わらなさ」を本論文で描いている。ただ、本論文で記された経路を通して精神科看護者（師）の地位が確保されるに至ったのなら、その確立のために看護者たちが自らに課した制約を解かれたとも言える。とすればその動きは今後これまでと別の相に移っていくこともありえなくはない。そのようにしてこの堅実な歴史研究は、未来についての一つの可能性を示すことにもなっている。本論文が優れた論文であり、博士学位を授与するに相応しい水準に達していることについて、審査委員会の評価は一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関し、2015年6月9日（火）14:00～15:30に創思館302教室で口頭試問、7月7日（火）14:00～15:00に創思館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであった。申請者は本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、申請者に査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文が3本以上あることを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により本論文はその条件を満たすことが確認された。

これまで描かれたことのない部分を多く有しそれを分析しえた本論文は、既存の研究を咀嚼し広汎な知識に裏打ちされており、博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えている

ことが確認された。

以上、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。